アメリカの宗教法人法制

棚

(早稲田大学)村 政 行

アメリカの宗教事情と宗教団体

(1)

統計からみるアメリカの現在の宗教事情

アメリカ人の四%程度にすぎない。(2) た。イスラム教、ヒンズー教、仏教などもあるが、いずれも一%以下であり、全く宗教的でないという無神論者は リック二五%、ユダヤ教二%、その他七%(ギリシャ正教一%、モルモン教二%)、無宗教八%という回答があっ らいは「ユダヤ・キリスト教的伝統」をもたない非伝統的宗教だとみられている。しかし、一九九五年の「プリらいは「ユダヤ・キリスト教的伝統」をもたない非伝統的宗教だとみられている。しかし、一九九五年の「プリ

最近の研究によれば、アメリカでは一八〇〇以上の異なる宗教が存在するといわれている。そのうちの九〇〇く

ンストン宗教調査研究所」の人口構成を考慮に入れた四万人以上に対する調査では、プロテスタント五八%、

聖書を聖典とする「ユダヤ・キリスト教的伝統」にたったユダヤ教、ローマ・カトリック、キリシャ正教、プロテ さまざまな人種、民族を擁したアメリカ社会は、きわめて多彩で多元的な宗教の併存状態を受け容れているが、

スタント、これにキリスト教に近いモルモン教を合わせると、じつに人口の八八%がユダヤ・キリスト教の信者と

五万二、〇六五団体、一〇〇~二〇〇人未満の団体が七万四六四団体、二〇〇~三〇〇人未満三万九、五五三団体、 アメリカでの一九九一年の宗教団体数は、二五万七六四八団体であり、信者会員数一〇〇人未満の小規模団体は

団は八、七一七団体であった。 〇人未満の教団が三万一、八二六、一、〇〇〇人~二、〇〇〇人未満が一万五、四五一教団、二、〇〇〇人以上の大教

三〇〇~四〇〇人未満が二万三、五二一団体、四〇〇人~五〇〇人未満が一万六、〇五一団体、五〇〇人~一、〇〇

アメリカの宗教団体で組織、構成員数、聖職者数などで比較すると、最大の単独教派は、ローマ・カトリック教

会(Roman Catholic Church)で、一万九、八六三教会、会員数五、九二二万一、〇〇〇人、南部パプテスト教会

onal Baptist Convention, U.S.A.)、三万三、〇〇〇教会、信者数八二〇万人などとなっている。 ted Methodist Church)、教会数三万七、一〇〇、信者会員数八七八万九、〇〇〇人、全米パプテスト協議会 (Nati-(Southern Baptist Church)、三万八、四〇一教会、一、五三五万九、〇〇〇人の信徒数、合同メソジスト教会(Uni-

万七、三九四人が宗教団体に加入している。アメリカのローマ・カトリック教会は、一九〇〇年以来信徒数を増加(5) ト教会、北部バプテスト教会、北部長老派教会、ディサイプル教会から、南部バプテスト教会が最大のブロテスタ ルーター派、長老派などの伝統的なプロテスタントは教会員を減少させ、モルモン教、エホバの証人など小分派プ させており、とくにヒスパニック系住民の増加により現在でも信者数を増やしている。これに対して、メソジスト、 教徒が約六〇〇万人、イースタン教会四〇〇万人、仏教徒約二万人で、総人口の五九、三%にあたる一億四、七六〇 ロテスタントは着実に教勢を拡大しているという。かつての主流派であった、会衆派教会、聖公会、北部メソジス 信者数全体では、プロテスタント諸教派が約八、〇〇〇万人、ローマ・カトリック教徒が五、九〇〇万人、ユダヤ ないといわれる。

リカル)という保守的な信仰理解にたつ教派が教勢を伸ばした。また、アメリカ宗教界での対抗文化現象として、 ント教派となるなど大きな変動があった。つまり、リベラルな主流派教会から人々が離れ、「福音派」(エバンジェ 一九六○年代から一九七○年代にかけて、東洋的神秘的宗教への関心の高まりが顕著にみられた。 (6)

(2) 宗教団体の法的性格

を促進するために構成員が結合する任意団体(a voluntary organization)と定義づけられる。 であるとか、宗教的行事のためだけでなく、宣教を行い、教会本部の利便を図り、包括教会の事業の発展や効率性 拝を守るために組織され、通常は、神を礼拝し宗教的教えのために一定の場所に集う人の集団 (a body of persons) ところで、アメリカでも、一般に、宗教団体(religious society;religious organization)は、公けの宗教的礼

教会を形成するものではない。宗教団体との関連性や宗教団体の指揮監督に服しているからというだけでは、当(8) ない者を教会的法的に懲罰することのない団体は、宗教的礼拝のために組織された教会、教団としての性格をもた のかどうかで決定される。宗教的礼拝に携わる者が教会法的統制を受けず、宗教団体の秩序や規則、(9) 該組織が宗教団体となるわけではない。宗教団体かどうかは、団体や組織の機能・実態や財産の利用が宗教的なも 宗教団体は、必ず教会員(communicants)や信徒(congregants)の集団から成り立っており一個人の活動 慣行に従

なき教会(unincorporated churches)として正式な法的資格を有しない。 教派教会(denominaional church)は、 私的に所有運営される私的団体であり、宗教施設の建設や維持は公益の増進とかかわるが、公益目的でなく宗教目 いう。宗教団体であっても、各州法にしたがって法人格の付与のための法定の手続を踏んでいないものは、法人格 宗教法人 (religious corporations) は、このような宗教活動を目的として設立され、法人格が付与された団体を

(3)

宗教団体の二面性

めには、契約を結び利益を受け、訴訟で原告や被告になりうる実体を備えていることを証明しなければならない。 (⑴) 的であればよい。しかも、宗教法人の権能は、教会の霊的側面とは別であり、宗教団体が法によって承認されるた

体には、 の規範の拘束を受け、聖職者、構成員も宗教法及び世俗法の二重の規範の規律に服する。 が作用し、世俗的側面では、世俗法・市民法が適用される。したがって、宗教法人となった場合、宗教団体は二重 ど宗教活動を行う「聖」の部分と、また財産を保有し取引や事業を運営する「俗」の部分を共有している。宗教団 宗教団体は、霊的宗教的側面と世俗的社会的側面との二面性をもつ。教会や宗教集団は、礼拝や宗教的儀式な(⑵) それぞれの活動領域や存在の側面に応じた固有の規範が働く。宗教的側面では神の法たる教会法・宗教法

一 宗教法人の種類と沿革

(1)

宗教法人法制の歴史と展開

混同が避けられる。第二に、自然人は肉体精神を有するため死亡してしまうことがあるが、法人の場合目的の達成 は、有限責任(limited liability)、組織的継続性、管理運営上の便宜(administrative convenience)などである。 が不可能になるとか、解散以外で消滅することはない。法人では、構成員個々人が死亡しても団体自身は有効に存 負わず、団体自身の独立財産のみが責任財産となる。法人になると、団体財産の帰属も明確になり、 つまり、 アメリカ合衆国の歴史の早い段階から、教会は団体として法人格を取得してきた 。法人格を取得するメリット(ヨ) 第一に、法律上、団体自身の財産と個人財産が分別され、構成員は団体の負う債務に対して個人的責任を 個人財産との

場合の不都合や、

財政規模が大きいときは単独法人とするメリットがある。

続するので、 できれば便宜である。このような法律関係の簡明化、管理運営上の便宜から、アメリカでも、構成員個人とは別に いち全員の名前で登記をし契約をするのでは繁雑であろう。そこで、団体自体の名で財産を保有し、契約や訴訟が 組織的継続性が維持できるメリットがある。第三に、団体が財産を所有し、取引きをする場合、 いち

団体自身に法人格が認められている。 植民地の時代には、宗教法人の数は営利法人の数を凌いでいた。その結果として、州は宗教団体に法人格を付(5)

artered corporations)であった。受託者法人がアメリカでの最も古い宗教法人の形態であり、受託者が法人を代 表し、法人の財産管理や運営の権限と責務を負う。受託者法人は、選任された受託者、または同様の権限と責任を 与する目的で一般法人法を制定しはじめた。伝統的には、宗教法人のタイプはつぎの三つに分けられてきた。(ヒヒ) つが受託者法人 (trustee corporations)、二つが単独法人 (corporations sole)、三つ目が特認法人 (specially ch

負うその他の管理者らで構成される法人形態である。しかし、受託者法人形態は現在では三分の一くらいの州でし

対して、単独法人は、すべての法人の権限と義務を一人の個人、通常は伝統的な教会組織内の聖職者に委ねる 。 (8) を認めている。 教会の規則が単独法人の事務所及び役職者(事務所保有者)を指定していた、ローマ・カトリックやモルモン教な か認められていない。マサチューセッツ州では、カトリックなど聖職位階制の宗派に限って利用を認める。これに ど聖職位階制の教派や宗教団体では、現在でも、教会財産の管理保有のために、司教など聖職者に一人法人の設立 法人形式にしなくても、財産の管理については信託を活用できる。しかし受託者が死亡したりする

義務を取得させ、事務所を保有する個人に法人格を認める。特認宗教法人は、教会に対し国家が特権を付与すると 単独法人も一七州、約三分の一の州で認められている。単独法人は、教団内の聖職者個人に財産管理等の権利(以)

な。 い21 。

しかし、 いうイギリス的考え方をそのまま当てはめたものであり、特定教派に法人格を与えるため古くはかなり利用された。 アメリカでの特認法人は、不必要に厳格にすぎ憲法違反でないかと批判がなされ、現在では殆んどみられ

(2)営利法人法と非営利法人法との関係

響を与えるようになってきた。宗教法人は多くの州の非営利法人法と同化し、多くの点で現代の営利法人と同様の もなって判例法が発展をした。しだいに営利法人モデルが全てのタイプの法人の制定法、 一〇世紀になって、企業活動が活発になり、営利事業法人(business corporation)の興隆がみられ、それにと 判例法上の取り扱いに影

すぎているのではないかとの批判もある。改訂模範非営利法人法は、宗教法人も含むすべての非営利法人が理事(3) 会(board of directors)によって運営され、営利法人の株主のような構成員の法人組織体(corporatebody)を 特定の宗教や教派のための配慮に欠け、宗教法人の組織構造に対しても営利法人を類推し、営利法人に準じて扱い 与につき会員モデルを採っている。ただ、一九八七年の改訂模範非営利法人法は基本的な法人形態を提示しながら、 の部分集合を成しているといってよい。改訂模範非営利法人法は、宗教法人も含めた非営利法人のための法人格付 法人に近い内容をもつ。会員制宗教法人は、多くの他の法人形態でも採用されているため、一般的な非営利法人法 で定められる。言い換えると、会員制法人は、会員が理論的実質的に営利法人の株主と同様の権利をもつ点で営利 に近似し、法人の運営財産管理に対する構成員(会員)のチェック機能が働く。信者会員の資格や権利義務は規則 会員制法人は、会衆である信者会員から組織される団体で、組織的実態的には、株式を発行しないだけで株式会社 方式及び基準を充足することを求められた。 多くの州では、現在、会員法人(membership corporation)モデルによって宗教団体に法人格を認めている。(⑵)

宣教の継続性のための神の神聖な計画についての観念にもとづいている。一般的に言えば、教会は金もうけのた〔24〕 仰にもとづく契機が強いという難点が指摘される。特定のキリスト教の教派は聖書の教える教義観にもとづく組織 もつ。営利法人組織形態を宗教法人に厳格に適用することには、教会や宗教団体は内部的統制を組織するための信

めに設立されたのではないという批判である。

信託や受託者法人のシステムが利用される。 法にも同様の規定があったが、現在ではこの二州以外にない。このような州では、宗教団体の財産管理はもっぱら 禁止しており(See W. Va. Code Ann. § 47 (Michie 1982).)、英国国教会のように特定教派が法人としての特権 をしてはならないと定める(第四章一四条)。ウエスト・バージニア州でも州が宗教法人の設立を規定することを たとえば、バージニア州憲法では、州議会は、いかなる教会または教派に対しても法人格付与のための規則の認証 を付与され公定されるなど特権集団化するのを危惧したためといわれる。かつて、ミズーリ州ミシシッピィ州の憲 もっとも、歴史的沿革的理由から、宗教団体に対して法人格付与の手続を州憲法で明示的に禁止する州もある。

教会などの宗教団体の組織形態には伝統的に三つのものがある。下位の機関の自律性の程度との

__

宗教法人の基本組織

pal polity)に分けられる。各三つのタイプの組織形態は初期のキリスト教会に起源をもつといわれている。 関係で、会衆派組織(congregational polity)、長老制組織(presbyterial polity)監督派(司教制)組織

ア (1) 監督派教会 pal polity) に分 の pal polity) に分

宗教法第17号(1998) これは司祭にまかされる。したがって、中教区の司教は究極的には中教区内ではきわめて強力な地位にたつ。(3) た推薦者の一覧の中からローマ教皇が任命する。各中教区は司教によって設置される小教区(parish)に分かれ、 教は担当教区の立法司法権を行使し、司祭(priests)の評議会によって補佐される。司祭は、司教から提出され 教会を統轄し、特定教会を指導するため司教(bishop)を任命し、かつ世界中に派遣する人員も決める。 カトリック信者およびすべての範囲を画する地域的自治都市のような教区(diocese)を責任をもって治める。 監督派的教会組織形態は、厳格に聖職位階制(hierachical)にのっとっている。ローマ・カトリック教会や英国 ギリシャ正教が司教制、監督派形態の典型例といってよい。たとえば、ローマ教皇はローマ・カトリック 百

(2)長老派教会の統治形態も聖職位階制的であるが、権力は、個人ではなく、分権的に業務執行機関に付託される。

高意思決定機関であり、毎年一週間総会を開催する。全国総会はいわば最高裁のようなものである。(26) 集団(ordained laity)、つまり指導的長老(ruling elders)から構成される地方評議会(localized sessions) 会との中間に位置し、 会は数地方合同の長老派教会大会(synod)に属する。これは長老派教会全国総会(the General Assembly)と中 権をもつ。一定地域のすべての地方教会は、一地方の全教会の牧師と長老から構成される中会(presbytery)に属 る。この代表機関が教会に対する支配権をもつ。評議会は牧師が主宰するが、すべての長老は平等な発言権、 によらず、教職同権を唱え、長老制組織形態をとる。基本的な統治機関は、地方教会の牧師および叙職された信徒 長老派教会(Presbyterian Church)は、カルバン主義にもとづくプロテスタントの一派であるが、 評議会は、司教がカトリックの教区を監督するように、全ての地方の長老派教会を監督する。一定地域の中 控訴裁判所に類似する。長老派教会全国総会は、中会によって選挙された代議員から成る最 司教主教制度 であ

組織形態が存在している(27)

会衆派的教会統治形態がもっとも民主的であり、 会衆派教会、バプテスト教会、ユニテリアン、 クウェーカ

(3)

チャー 指導者も選挙して選ぶ。教会の信徒らが多数決によって事柄を決し、完全な主導権を握る。 チ・オブ・クライスト、ユダヤ教などがこの組織形態をとる。各地方教会は独立しており、 契約によって結

信仰の統一をはかるために、全米各地からバプテストを集めて年次総会を開催している。

(4) 宗教団体の組織構造の相違

衡のシステムをもっている。 主的であるのに対して、 会衆派、 長老派、 長老派、 監督派教会組織は、 監督派教会は聖職位階制的であるが、それぞれの組織は内部的に権力の配分と均 きわめて独特の内部組織構造を有している。

じつにさまざまな形態がみられる。きわめて概括的に言えば、宗教団体は、会衆派的(congregational)か、 位階制的 カトリックやプロテスタント教会など宗教団体は、 (hierarchical)かに大別される。会衆派教会は、教会法的統制のため設置された他の地方組 包括団体や上位の組織からの独立性や結合の程度に応じて、 織 か、 聖職 構成

立性、 もつ集団として組織された教会である。したがって、 聖職位階制教会は、 員の多数決のいずれかで、 各個教会が上位の包括団体の構成員にすぎず、その支配統制に服しているかどうかなどにより、 共通の信仰と教義をもち共通の指導的主教区会議(convocation)、教会の首長、 自主的に規律される独立の団体である (independent organization)。これに対して、 各個教会と中央教会、上位の包括団体との関係、 統制機関を 自律性、 独

四 宗教法人と改訂模範非営利法人法

に法人格を付与するために利用されてきた。)。会員制モデルは、起草者も認めるように、一定のタイプの宗教団体 階制的であるため、会員制法人は適合しない面がある(受託者法人モデルや単独法人は、伝統的な聖職位階制教会 をもつため、改訂法の会員モデル法人に適する組織といえる。しかしながら、監督派や長老派組織形態は聖職位(窓) 員制モデル法人(membership model corporation)を採用している。会衆派的組織形態は株主集団に類する役割 まざまな伝統的な教会組織構造に対して、改訂模範非営利法人法は、営利法人を範とする唯一の法人形態である会 現在、多くの州では、宗教法人は改訂模範非営利法人法に類似した一般的な非営利法人法で規律されている。

人、宗教法人(religious corporation)の三つのタイプに分けた。公益法人とは、慈善または公益を目的として設(ヨ) 判もある。つまり、教会のメンバーや州に対して宗教法人の役員や理事の責任の欠如も、財政的権限の濫用の危険 いとも批判される。 法は、非会衆派的宗教法人を効果的に規制したり融通をきかせるシステムではなく、長老派や監督派にはそぐわな にのみ適しており(宗教法人が構成員をもつかどうかは宗教の性質によって決まる。一般的に、宗教法人が会衆派 立された法人をいう。共益法人とは、クラブ、親睦団体、同業者団体など構成員相互の利益増進を目的とする法人 を生んでいるという。多くの論議がなされて、改訂模範非営利法人法の起草者は、宗教法人を非営利法人の一種と 的であれば、法定の構成員をもつし、聖職位階制であれば、構成員を有しない。)、その結果、改訂模範非営利法人 して承認した。改訂模範非営利法人法は、非営利法人を公益(public interest)法人、共益(mutual interest)法 また、宗教法人に利用できる法人形態に柔軟性がないことだけが、改訂法の欠陥というわけでないとの厳しい批

修正第一条の信教の自由な行使条項に違反するのではないかと懸念した。このような憲法的限界についての懸念 違反の介入を避ける必要性を承認した」と説明している。改訂法の起草者は、州の宗教法人に対する規制が憲法 よりも緩やかに扱っている。イントロダクションのところで、起草者は宗教法人の特別扱いについて「宗教法人に 専らもしくは主として宗教目的で設立された法人である。一般的に言って、改訂法は宗教法人を他の非営利法人(3) をさす。この共益法人は、公益でもなく宗教目的でもない非営利法人の包括的カテゴリーに属する。宗教法人は、(※) の結果、 ルール適用を比較的少なくし、司法長官の権限を限定することによって、改訂法は、宗教法人の活動に対する憲法 改訂法の多くの規定の宗教法人法への適用は、公益法人や共益法人への規定の適用と若干異なる結果となっ

た。

時に、 らない。この規定は宗教法人には適用されない。宗教法人の構成員または役員が法人を代表して代位訴訟を提起(33) ことをさす。改訂模範非営利法人法では、州の司法長官は一定の場合に公益法人及び共益法人の事務を監督し介入 ervision)や裁判所の介入によって行われる。内部規制、自律的規制は、法人の記録や会員名簿に対する構成員の した場合、他の非営利法人は司法長官への通知が求められているのに対し、宗教法人の場合は要求されない 。さ(※) する規制権限を与えられているが、その権限は宗教法人に同じように適用されない。たとえば、公益法人は、解散 アクセス権、 自律的内部的(internal)規制のいずれかであろう。他律的規制、外部規制は司法長官の一般的監督 (general sup-可能な規制範囲はせまい。一般的に言うと、非営利法人に対する規制は、他律的、外部的な(external) 規制か、 ところで、公益法人や共益法人に利用される多様な規制のメカニズムに比べ、改訂法のもとでの宗教法人の実行 財産を受け取る個人の名前、住所だけでなく、法人を解散する計画書を司法長官に書面で提出しなければな 法人の決定に対する裁判所への是正申立権、裁判所への訴訟手続の申し立て権などが付与されている

らに、宗教法人は、司法手続による役員解任の規定を排除することができる。宗教法人の規則または細則でこの規(38) 定の適用を制限ないし排除することができると規定する。このように改訂模範法典は、他のタイプの法人に適用さ 長官は州の規制に対する憲法的制約のため監督が無駄になることを懸念して、宗教法人に対する限定的な監督のた れる規定につき、宗教法人には規則または細則で別段の取り決めを許し、その選択にまかせている。そして、司法

め希少な資源を使いたがらない。また、改訂法自身州の司法長官が監督することを奨励していない。三・〇一条(3)

の公式コメントで、起草者は「宗教法人は最小限の司法長官の監督に服する」と述べている(REVISED ACT, §

3.01 official cmt.)。内部規制に関して言うと、宗教法人を含む非営利法人は、改訂模範法典では構成員 (members) る (§ 1.40(21).)。法人の規則または細則で、構成員たる権利をもつ者の定義を定めなければならない。法人は、構 をもつことを要求されていない(§6.03.)。改訂法は、一応、構成員を役員を選任する権利をもつ者と定義してい

成員の定義を充たすいかなる者をも選任しないことを選択でき、無限に継続しうる委員会 (self-perpetuating board)

に対して他の非営利法人の理事や役員と同じ義務や注意義務 (standards of care) を課しているが (Id. at § §8.30, さえ、改訂模範法典はさらに内部規制を削減している。改訂法は、宗教法人の理事(director)や役員(officer) ほとんどあるいは全く内部的規制をもたないことになる。制定法でいう構成員をもつ選択をした宗教法人の場合で を設置することもできる(Id. § 8.04.)。法人がそのような決定をしたときは、役員は相互に批判や解任もできず、

裁判所は解散を命じることができる。しかし、宗教法人は、この規定の適用を排除できるし(Id. at § 14.30 (a) (2) る。たとえば、公益法人や共益法人の場合、法人の管理者が違法、強圧的、詐欺的な行為をしたり(§ 14.30 (a) (2)(ii).)、法人の財産を流用したり浪費しているような場合 (§14.30(a)(2)(V).)、構成員の申し立てにより

8.31, 8.41, 8.42.)、宗教法人は、改訂法の可能な履行強制を規定する条項を適用しない旨定めることができるとす

よる理事の解任権の規定も適用しないこともできるようになっている(Id. at §8.08 (i).)。 「ただし、宗教法人の規則または細則で別段の定めがあるときはこの限りでない」)、宗教法人については構成員に

覧謄写する権利は制限ないし廃止することができる」(§ 7.20(f))。同様に、構成員に一般的な会議録等 二〇条(f)項は、つぎのように規定する。「宗教法人の規則または細則は、本条のもとでの構成員の法人の記録を閲 司法手続による理事の解任(§8.10(e).) は全て宗教法人に対して明示的な適用除外の規定をもつ。たとえば、七・ 構成員名簿の閲覧権の規定(§7.20(e).)、構成員によって選任された理事の解任手続(§8.08(į).)、 宗教法人の構成員は、改訂法のもとでは法人の事務を監督する権能を害されることにもなりかねない。た (general

成員は宗教法人の代表者が行った財政に関する訴えを裁判所で争って勝訴する可能性もなくなるであろう。(钬) 一六・二〇条は、宗教法人については除外規定をもつ。もし、法人の記録や財務書類の閲覧請求権がなければ、構

corporate records) の閲覧を認める一六・〇二条、構成員に財務書類(finantial statesments)の閲覧を認める

関する宗教上の教義が同一事項に関する本法の規定に抵触する場合は合衆国憲法または州憲法、もしくは双方によっ 式コメントによると、「模範法典は、国教樹立禁止条項と信教の自由行使条項との薄い境界線を歩こうとしている」)。 て要請されるかぎりで、 改訂法のもとで最も宗教法人の特別扱いが目立っているのは、一・八〇条であろう。同条は「宗教法人の事務に 宗教上の教義が優先するものとする」と規定する(REVISED ACT § 1.80. § 1.80条の公

で認められにくくなる。かくして、宗教法人の構成員は、理事や役員の行動基準として同法が定めることを調査し している。 理事が宗教上の教義に言及することで逸脱行為の言い訳に使うかぎり、構成員の提起する訴訟は裁判所

信教の自由行使の限界は明らかでないため、本条は、改訂法典の規定に違反するとの訴訟への広範な抗弁を提供

履行強制しようにも、かなり不利に扱われていることになる。理事や役員は法定の構成員を有せず恒久的な会議体

(1)

宗教法人法制の多様性

を設置したり、法定の構成員をもたず実体的な権利も付与しないことができてしまうのである。

五 宗教法人の設立と法人格付与

学に国税庁(内国歳入庁)が税法上の免税措置(tax exempt)を拒否するとか、社会保障制度の安定性に関する(钐) 非宗教(sham religion)でないことを証明しなければならない。憲法に明文の規定はないが、判例では、 政府の優先的利益がアーミッシュの事業者の宗教的理由からの被用者のための社会保障税(負担金)の支払い拒絶 証し、より制限的でない他に採りうる手段がない場合に限られる。たとえば、人種差別をしたキリスト教主義大 は一定の事情のもとで制約をうけうる。ただし、宗教活動が制限されうるのは、政府がやむにやまれぬ州利益を立 じている。同条の信教の自由と政教分離原則は、内心の宗教的信仰の絶対的自由は保障するが、宗教的目的の活動 ている。つまり、修正第一条は連邦議会が国教樹立に関する法律を制定し、 正第1条は、政府の干渉を一切受けずに個人がいかなる宗教的信仰をもつ(無信仰の自由も含む)権利をも保障し 誠実にもたれ信者の生活の中に中心的位置をしめるかぎり、超越的存在への信仰でなくてもよい等と基準が形成さ より重要であるとされる。新宗教グループも修正一条の保護を受けうるが、そのためには誠実な宗教であって、似 アメリカ社会は、イギリス領アメリカ植民地時代いらい、宗教的多元性と市民的宗教性が混在し、合衆国憲法修 信教の自由を禁止する法律の制定を禁

れている。

州憲法においても同様に、国教樹立条項(Establishment Clause)が置かれ、信教の自由と政教分離が定められ

基本的には、非営利法人法(Not-For-Profit Corporation Law)の規定が適用され、宗教法人法と抵触するとき

ニューヨーク州では、宗教法人に関する一般的定義規定をおき、「法人格を付与された教会(incorporated chur-

は、

宗教法人法が特別法として優先することになる。(45)

占めている(アーカンソー、コロラド、コロンビア特別区、インディアナ、アイダホ、ケンタッキー等)。 ウェア、マサチューセッツ、ニュー・ジャージ等)、非営利法人法として一律の規制する州が約三分の二と多数を 定をする州で分かれる。特別に宗教法人だけの制定法をもつところが三分の一(たとえば、コネティカット、デラ 公益法人、中間法人と区別せずに、非営利法人として法人格を付与し、財産管理、運営、構成員、機関等につき規 教法人法(Nonprofit Religious Cooporation Law)が制定されて、宗教団体への法人格の付与、財産の管理、 人の機関、運営、州の行政的な監督権限等についての規定をおくところと、非営利法人法として、宗教法人を他の 州法にもとづいて設立される。州法では、特別に宗教法人法(Religious Cooporation Law)、非営利宗 法

ている。アメリカでは、国教ないし公認宗教を樹立することが堅く禁止されているから、宗教団体は私法上の団体

(2) ニューヨーク州における宗教法人の設立手続

格は付与されない。ニューヨーク州では、法人格の付与及び設立手続に関しては各教派ごとの個別規定をおくが、(4) 法人法は、包括団体が存在しないコングリゲイショナリストの考え方を基礎に成立しているため、包括団体に法人 り、州ごとの宗教的伝統や宗教的慣行、歴史的経緯が異なっていることもありじつに多様である。 殊性と独自性を尊重したもので、教団ごとの自治権を重視している。宗教団体法制は、各州の専属的立法事項であ スト、 ニューヨーク州の宗教法人法では、各教派に共通の総論的規定とイギリス国教会、長老派、カトリック、バプテ メソジスト等、各教派ごとに配慮した個別的規定をおく。このような宗教法人法の在り方は各教派ごとの特 アメリカの宗教

宗教法第17号(1998) 2.)。宗教団体の詳細な定義は判例で行われている。ニューヨーク州宗教法人法は、さまざまな教派教団の教会の(46) 法人格付与手続についての規定をしている。また、一定の要件を充たせば、修道会、神学校、聖書学校なども宗教 ch)とは、神聖な礼拝その他の宗教的行事に信者が参加するために設立された宗教法人である」とされている(\$

など一定の宗教法人の設立についても、裁判所の承認が必要とされる。裁判所は、宗教に対する個人的価値観や(钐) 体による法人設立の許可を得なければならないと規定する。さらに、宗教法人も含む非営利法人の場合、法人の事 体の同意や承認が必要とされる場合がある。たとえば、オーソドックス・ギリシャ・カトリック教会では上位団体の同意や承認が必要とされる場合がある。たとえば、オーソドックス・ギリシャ・カトリック教会では上位団 法人となる途が開かれている。さらに、ローマ・カトリック教会など特定教派の教会の設立に関しては、包括団 務所所在地の裁判所の裁判官の承認 (approval) を得なければならない。また、フリー・チャーチ (free churches)

私的見解で判断するのではなく、あくまでも法人の目的が法令に適合しているかどうかをみる。たとえば、「魂の

請目的が宗教的でないとか、宗教的教義や教理の性質を述べていないとして、承認を拒絶する場合がある。(5) 等は州務庁事務所(the office of the Secretary of State)に提出され登録されなければならない。 所(the office of the clerk)で認証されなければならない。主たる事務所、礼拝場所がない場合には、 (ratify) されたため、宗教団体によってなされたいかなる行為も有効と宣言される。 の郡(カウンティー)に移動した場合、当該郡登録事務所謄本を提出する。登録事務所で設立証書の記録が認証 クリニック」という名称は宗教法人として相応しくないとか、設立証書(the certificate of incorporation) 宗教法人の設立証書、不動産の譲渡証書等書類提出、登録は、主たる事務所または礼拝施設のある郡の登録事務 宗教法人が他 設立証 の申

細を規定するが、設立手続一般を要約すれば以下のようになる。すなわち、①法人格なき教会(unincorporated

ニューヨーク州宗教法人法は、教会そのほかの宗教団体のため宗教的特性や慣行に配慮した個別の設立手続の詳

-96

ルニア州では、基本定款を二名の役員や設立委員会(設立者)の宣誓及び署名のうえ、州務庁事務所に提出し (一、

一五〇ドルの手数料)州務長官(the Secretary of State)の認証をえなければならない (89121)。書類審査官

的で組織されたものでないこと、「主として又はもっぱら宗教目的で」非営利宗教法人として組織されたこと、送

達代理人の氏名及び当州での住所などが必要的記載事項として記載されていなければならない(\$9130)。カリフォ

な手続により制定、修正が可能である。(54) 与は完了する。各教派ごとに法人格を取得するための設立総会が必要とされ、教区委員、教区委員代表が選出さ church)の設立総会の通知、②法律にしたがった設立総会の開催、投票、 法人の規則(bylaws)は、定款であり規則であるが、総会での三分の二の特別多数決、書面による通知という厳格 の許可が必要とされる。これは、カトリック教会など聖職位階制の宗教団体を考慮したものである。なお、 の包括団体の監督統制を受ける教派の場合、法人設立手続で各個教会員や会衆の投票は要求されないが、上位団体 れて議長は設立証書 (certificate of incorporation) を作成承認しなければならない (See e. g., Id. § 41.)。上位 と、総会での設立証書の作成、④役所での登録官による設立証書の認証、登録により、宗教法人の設立、法人格付 決議、③設立に賛成する決議がなされる 宗教

(3) カリフォルニア州における宗教法人の設立手続

款所定の原始的理事(initial directors)が発起人となる。州務長官は、一般に誤解を与えるような名称の定款(56) 根本規則を受理できない(\$9122)。非営利宗教法人の根本規則には、当該法人の名称、宗教法人であって営利 以上の者で、基本定款、根本規則 (articles of incorporation) を作成提出することで法人となることができ、定 の規定をおく。宗教法人は、「主として又はもっぱら宗教目的」の法人として設立が認められる。 一人またはそれ これに対して、カルフォルニア州は法人法の中に、非営利宗教法人法(Nonprofit Religious Corporation Law)

んと整っていれば原則的に認証される。

ことを審査したうえで認証するものとする。 (documents examiner) が宗教活動を目的としていること、法令の要件に適合していること、 認証主義がとられているが、実質的には形式的審査に近く書類がきち 名称等に問題がない

認証を受けなければならないとする (§1.20;2.01;2.03)。 原始的理事の氏名住所、 有するかどうか、解散の際の財産の分配に関する法と抵触しない規定など必要的記載事項とし、法人の結成目的. 法人か宗教法人かの記載、 合していること、営利目的の団体でなく営利活動をしていないこと、宗教目的の団体か、公益団体かなど審査した 約三分二の州では、 認証をうけることになる。たとえば、一九八七年の模範非営利法人法典は、法人の名称、公益法人、共益 構成員の特色、 目的、役員の氏名、 宗教団体を非営利法人として設立し法人格の付与を認めている。ここでは、 資格、権利義務に関する規定などを任意的記載事項とする根本規則を州務長官に提出して 法人の事務処理、 団体の事務所の所在地、登録された代理人の氏名、設立者の氏名、当該法人が構成員を 住所、数等を記載した基本定款・根本規則を州務庁に提出し、設立手続等が法令に適 法人の能力や権限、役員会の権限、 構成員の権限の定義、 法人の名称、 制限等に関す

在する郡の裁判所に不服を申し立てることができる(§1.26(1).)。根本規則が受理されれば法人格が付与される。 長官は認証取消と強制解散の手続はとれる(§ 2.03.)。 州務長官の根本規則の受理は、設立者が設立のための全ての条件を充たしたことの決定的証拠となる。ただし州務 25(c)(d).)。州務長官が提出書類の受理を拒む場合、州内法人、州外法人のいずれも、法人の主たる事務所が所 州務長官は書類を受け取った後五日以内に書面による拒絶理由を付して書類を返還しなければならない(§ 1. 原則的に書類を受理する義務は覇束的で(ministerial) 裁量の余地はなく、 受理を拒否する場合

rity)を得なければならない。このように、州外法人に関しては特に厳格な規制を設ける州が多い。 律にもとづいて設立された法人をさすが、州内で活動するためには、州務長官から許可証 確認し必要に応じて調査でき(§33-31-60)、活動の実体がないとか、法令違反があれば認可を拒絶できるとする (§333-31-80)許認可主義の州もある。また、州外法人(foreign corporation)は、活動を行っている州以外の法 なお、サウス・キャロライナ州の非営利法人法のように、事前に州務庁が宗教団体としての資格、 (a certificate of autho-団体の実質を

六 宗教法人に対する活動規制

(1) ニューヨーク州での司法長官による規制

ため、ニューヨーク州でも、司法長官は、職権または通報により、宗教法人の財産額が一定額を超える場合、当該 の財産取得も宗教活動や共同墓地など宗教施設の維持やそのほかの宗教目的に関連するものにかぎられる。 その(5) たりする能力を有する。しかし、宗教法人は、宗教活動や宣教目的で法人としての存在を認められているわけで(88) あるから、営利団体と異なって、過度な財産の保有や経済活動の行き過ぎは好ましくない。したがって、宗教法人 宗教法人は、 他の法人と同様に、設立の目的に沿って、契約を締結したり、財産を所有管理したり、売却処分し

ての当事者を審問した後、裁判所は当該法人の保有できる財産の額及び年間所得を決定する命令を下すことになる。 財産額を決める手続をしそのための審理人(refree)を選任することができる。司法長官の申立により出頭した全 立の審理について、裁判所は特別の事情がないかぎり、財産目録や会計報告書の提出を命じ、当該法人の保有する

宗教法人の主たる礼拝施設を管轄する第一審裁判所に対し財産目録の調製及び提出を求めることができる。この申

承認が必要とされるのは、法人の宗教目的の保護にあり、教会の真の所有者の保護であり財産の流用や散逸の防止 る。このような場合に、理事会または総会での決定が必要とされ、なおかつ裁判所の承認も要求される。裁判所の ve of the Court) なくして、売却したり譲渡抵当に供したり、五年を超えるリースをしてはならないと規定され かどうか確認する義務を負うものと考えられている。そこで、宗教法人は、その所有不動産を裁判所の許可 的のための信託(trust)により捧げられた財産である以上、裁判所が信託目的を逸脱した流用がなされていない のためでもある。裁判所の許可の基準は、当該処分行為の約因及び条項が法人にとって公正かつ相当かどうかで判 宗教法人の財産は理事ら個人や理事会の所有ではなく、霊的実在たる団体に帰属し、あくまでも、特定の宗教目

はギリシャ正教の教会が教会の有力者である開発業者との間で、二二億円する教会の土地を四億九、○○○万円で の裁判所の許可が必要と判示した。本件では、宗教法人の私人との売買、財産処分に司法長官が介入することは憲 売却する契約を締結したが、司法長官は礼拝施設でない土地を売却する場合も、ニューヨーク州宗教法人法三条で 裁判所の許可を求めることは、信教の自由、政教分離原則に反せず違憲ではないと判示されている。このケース(6)

法違反でないと判示された。

要求されない。もっとも、 免除される宗教団体ではないとされ、事前に州に登録をしなければならず、司法長官による勧誘の差し止めが認め 課している。しかし、宗教団体による献金・寄付などの資金活動に関しては、そのような事前の登録や会計報告は 官事務所に、資金勧誘の目的、寄付金額、勧誘方法、勧誘者の氏名、使途などの事前登録させ、会計報告の義務も 専門的資金勧誘業者(Professional Fundraisers)の資金勧誘行為についても厳格な規制があり、 宗教団体関連のホームレス救援のための財団は、慈善公益団体の寄付金勧誘の登録を 司法長

提起でき、他の者が提起した解任の訴に参加することができる。 (7)

る。さらに、司法長官は、翌億分

理事に詐欺的行為 (fraudulent acts)

理事または構成員が一般的な財産の使用を承認ないし追認できることも規定されてい

があった場合に、

裁判所に解任を求める訴訟を

限を規定している(江)

要な書類を罰則付で提出を求めることができる。 (67) 場合、宗教団体や宗教法人を調査し、 られたケースがある。 司法長官は、寄付金の勧誘に際しての詐欺や資金の横領など刑法に触れる不正行為があった 財務書類、 役員の氏名住所、募金活動に関する資料、 財産の譲渡証書など必

(2) カリフォルニア州での司法長官による規制

司法長官は、 事する活動を規制する権限を有する。法人の一般的活動支援以外の特定の慈善目的で使用されるとの表示にもとづ 他の機関や部局を代理人として代表し、また、宗教法人の地位に関して行動し、他の法人のみならず宗教法人の従 人としての資格や実体がないという裁判所の決定を求める訴訟を提起する権限をもつ 。また、司法長官は、(8) の不当な流用を直ちに是正する措置をとらないかぎり訴訟を提起すると通知すること、慈善目的での使用が不可 違反を訴追するための刑事手続を行い(有罪決定に際しては罰金としての損害賠償を含む)、 て一般の人から財産が勧誘されたり、受領され、当該財産が勧誘された特定慈善目的に反して使用された場合 カリフォルニア州でも、 特定の慈善目的のために使用されるよう強制する訴訟を提起できる。訴訟提起前に、司法長官は資金 司法長官(Attoeney General)は、刑法の執行につき権限を有するし、法人が宗教法 カリフォルニア州 刑

法人の目的の範囲を逸脱した法人財産の不正流用を行うなどした法人などには、資格を剥奪するなど一定の監督権 カリフォルニア州では、 司法長官は宗教法人に対して一般的監督権限は有しないが、 従前の判例にもしたがい、

(3)

年次報告書の提出及び課税庁に対する会計書類等の提出

活動の性質についての簡潔な記述、構成員の有無、州内法人、州外法人、公益、共益、宗教法人の別など最新の年 付与された国または州名、事務所の所在地、登録された代理人の住所氏名、理事及び役員の氏名住所職業、 九八七年改訂模範非営利法人法は、 州務長官に対して、宗教法人を含む非営利法人は、 法人の名称、 法人格が

非営利法人法でも、 毎年三月三一日までに、州務長官に年次報告書の提出が義務づけられている(§7-28-108.)。

(annual report)を一月から四月までに提出しなければならないと規定する(§16.22.)。コロラド州

するものとするとの規定をおく(インディアナ州、 本章の規定と抵触する場合は、合衆国憲法及び州憲法によって要求される範囲で、宗教的教義や宗教的慣行が優先 (823-17-27-8.)。これらの宗教法人に適用される非営利法人法では、宗教法人の事務に関する宗教的教義や慣行 150.)。インディアナ州の宗教法人に適用される非営利法人法でも、 アラスカ州でも二年ごとの法人財産に関する報告書を提出する (§ 10-40.105. 不提出は解散事由となる。 § 10-40 \$23-17-30-2. アーカンソー州など)。コロラド州では、 州務長官に年次報告書の提出を求めている 州務長

官の法人、役員らに対する質問権が規定されている(\$7-29-101.)。

審査される。そのため、宗教団体は、課税庁に対して、財務関係書類(finantial statesments、 て私物化されていないかどうか、 資格審査は、形式面から、もっぱら宗教目的で組織運営される団体かどうか、実体面から、個人と団体が混同され 税に関しても、 いて、宗教団体は公益増進団体(public charities)として免税措置が講ぜられている。また、(径) なお、免税資格との関連で、内国歳入庁(Internal Revenue Service)は収益事業所得を除き、 申請にもとづいて免税資格が認定されると、免税措置が講ぜられる。 政治活動や立法活動をしていないかどうか、営利活動に走っていないかどうかが その際の税務当局による免税 州ごとの法人所得 収支計算書)、予 連邦所得税につ

ればならない。

する詳細な記述)、文献や刊行物、年度の決算書などを定期的に提出しなければならない。 (沼) 算案、宗教法人基本定款(Articles of Incorporation)、教憲教規、信託証書、法人の活動報告書 (活動内容に関

七 宗教法人の役員の責任

(1)

役員・理事らの専任と職務上の責任

て開催される教会総会で選任される。そして、決められた任期を務め、後任が決定されるまでその職務を行なけ(タイ) を受ける会員を破門されても、ただちに役員を解任されることにはならない。もちろん通常は除名になろうが、自 果たすとは対照的である。したがって、宗教法人の世俗的事務を処理する理事は、教会員でなくてもいいし、聖餮 的業務の執行を行う。牧師、司教など聖職者が宗教的信仰や教義など神と人との霊的側面での指導、宣教の役割を 動的に地位を失うわけでない。宗教法人の役員は一般的には、教憲教規(constitution and bylaws)にしたがっ 宗教法人の役員(officers)または理事(trustees)は、宗教法人の財産の管理や運営という世俗的事務や世

する。そして、裁量権をもつ役員は、誠実かつ同じ状況にある賢明な人の注意をもって、当該法人及び構成員の(征) び会員総会の詳細を準備し記録を確認する責任を委任することができる。各役員は、規則に定める権限を有し義(で) 務を履行しなければならなず、定款に反しないかぎり、役員会の決定により定められた職務及び権限を行うものと 財務担当役員その他の役員を選任しなければならないとする。規則または役員会は、役員のうちの一人に理事会及 九八七年改訂模範非営利法人法では、定款または規則に別段の定めがないかぎり、代表役員、総務担当役員、

財務書類を含む情報、意見、報告等を求める権利をもつ。 最善の利益になると思料される仕方で、その職務を遂行しなければならない。役員は、その職務を行うについて、

(2)役員や理事の法的地位

務を履行する責任を有し、権限内において行われた行為は宗教法人を拘束する。 一九八七年改訂模範非営利法人(ឱ) 法では、定款または規則に別段の定めがないかぎり、代表役員、総務担当役員、財務担当役員その他の役員を選任 もつ構成員のため財産の所有権を信託的に保有する。理事や役員は教会財産や事務処理の受託者として、誠実に義 宗教法人の役員や理事と構成員との関係は、信任関係であって、教憲教規、慣行によって財産を利用する権利を

しなければならないとする。

は理事会(a board of trustees)として行動しなければならない。たとえば、ニューヨーク州の宗教法人法では、(w) を制限することはできる。宗教法人の理事、受託者が宗教法人に拘束力ある行為を有効に行うためには、理事ら(81) らず、他の目的のため使用してならない。宗教法人の総会で採択され、修正された規則(Bylaws)で理事の行為(四) える債務の負担、教会の礼拝時間、式次第等を決定する権限もない。ただし、理事など役員が教会の牧師など聖職 牧師など聖職者を招聘したり解任したり、給与を決定する権限はなく、また、法人の財産の保存に必要な範囲を超 宗教法人の理事は、法人に帰属する世俗財産、動産不動産及びその収益のすべてについて管理権を与えられてい 理事らは当該宗教法人及び上位の包括教団の教義、規則、慣行にしたがい、財産及び収益を運用しなければな

者に対する不法行為を構成する場合、とられた措置が理事の代表する法人自身の行為であるという理由で免責され 宗教法人の理事は、 法人が責任を負担する場合でも自己の行った不法行為責任は免れない 。 理事の行為が第三(83)

者である場合はこの限りでない。(82)

裁判所に理事の解任の訴訟を提起できるとする。
(8)
を喪失する事由となりうる。カリフォルニア州の非営利宗教法人法では、理事、一定数以上の構成員、司法長官が 定の解任理由書が送達され、適切な通知があり、弁明の機会を与えられないかぎり解任されない。 もちろん、教(85) 任事由について知らされ、教会法所定の機関で弁明をする機会を与えられなければならない 。 つまり、役員は特任事由について知らされ、教会法所定の機関で弁明をする機会を与えられなければならない。 (8) や理事の解任の正当理由も宗教団体の規則や戒律にしたがって決められている。しかし、解任前に役員や理事は解 ない。宗教法人の構成員から資金や財産を得る際の詐欺についても、一定の事情のもとで訴えの対象となる。役員 会員であることが理事会構成員の前提条件となっている場合、教会員資格を失うことは自動的に理事としての資格

八 構成員の法的地位

(1)構成員の資格要件

法のみならず、宗教団体の教憲、教規等にしたがって決定されなければならない。宗教団体と結び付く者は全て、 つまり、信仰告白及び教憲教規への服従が構成員間の合意内容を構成しているといってよい。(8) 宗教的支配への黙示の同意(implied consent)を行い、教会法、慣習、慣行、教理に拘束されているからである。 宗教団体における構成員としての地位(membership)から生ずる法律関係、権利義務は、宗教団体に関する州

者であると誠実に信じ、そう証言していても、事実関係により、教会員であるために必要な資格要件が充足されな 会の会員たる信念の表明という主観的な意思表示により決定されることになる。この点に関しては、 教会における会員たる地位は、客観的には、教憲教規に照らして、教会の信徒であるかどうかにより、また、教 ある個人が信

いということもありうる。(88)

ロテスタント・エピスコパル・チャーチ(監督派教会)の信徒は、必ずしも宗教法人の構成員資格をもつと限らな や財産管理を行うために設立された宗教法人の構成員である地位とは、区別されなければならない。たとえば、プ 資格をもつかどうかは、すぐれて宗教的教義的問題でもあり、教会組織や教義、信仰に関わる聖の問題で、世俗 裁判所の判断になじまない。しかし、教会そのほかの宗教団体の構成員たる地位は、教会や宗教団体の世俗的事 教会の構成員たる資格は、教会またはその教会が所属する聖職位階制の上位機関がこれを決定する。誰が構成員

支援する献金をする者が構成員とされる。 や洗礼を受けるなど宗教的教義にしたがった儀式を経て、構成員として会衆一同により受け入れられ、宗教的な義 の取得喪失に関する規則を定め、これに適合するかどうかで決定される。信徒かどうかは、実質的には、信仰告白 れば、会員によってのみ是正されうる。宗教法人の構成員であるかどうかはきわめて重要であるため、構成員資格 い。つまり、 各教会員が最高のものとする会衆派教会では、多数の承認によって規則やルールが採用されその採択に誤りがあ 監督派教会では、 総会での投票権をもつのは成年に達し、礼拝に定期的に出席しかつ一定期間教会を

寄付や献金、教会の事業への協力、家族専用座席などを保有しているかどうかも重要視されよう。 務を果たす者といえる。しかし、形式的には、信徒や教会員として、洗礼簿、会員名簿、信徒名簿等に記載され

が不測の損害を被ることはない。 教会員らの献金や寄付による支払いは任意のものであって、献金寄付がなされないとしても、債権者

宗教法人の構成員は、法人の債権者に対して個人責任は負わない。教会の債権者は教会財産を引当として信用を

構成員の脱会・除名

(2)

にあるため、教会財産に対する権利を取得することはできない。(※) 教会(general church)を退会した場合には、特段の合意がないかぎり、教会財産は、包括教会の管理支配のもと たは教派への転会が、教会における全ての権利喪失の要件とされる。したがって、宗教団体の構成員の一人が包括 を有し、脱会に関する規定が、教憲教規、制定法で定められていることが多い。ある教会からの脱会と他の教会ま 宗教団体の構成員・信者は、任意の脱会(a voluntary withdrawal)により教会員たる地位を終了させる権利

除された除名会員は、教会財産の不正流用を阻止する代表訴訟ができない。他方、異端(heresy)を理由に資格 名できるということにはならない。除名された元構成員は、教会財産に対する権利を有せず、教会員名簿から削(3) 律的であり、少数者は多数者に従うべきだが、だからといって、教会が除名に関する教憲規定を全く無視して、 ない。このような手続保障を欠いた宗教団体による一方的な除名処分は、無効である。教会は他の干渉を受けず自 適用されることになり、除名されるためには、除名の理由が知らされ、十分な弁明の機会が保障されなければなら ができ、このような内規は団体構成員を拘束する。除名や破門に関する内規がない場合、コモン・ローのルールが 喪失した教会員は、会衆の一員とみられることもあり、理事として教会の世俗的事務処理に関与することは許され 宗教団体は、会員、信徒、構成員の除名(expulsion)、破門(excommunication)を規律する内規を定めること 除

(3) 構成員の権利

教会を支援するため寄付や献金をした非教会員にまで広げられてよい。当該宗教団体の教憲教規に反しないかぎ(55) は教会員に限られるべきだが、宗教法人の財産問題に関するかぎり、総会出席権などは、たとえ会員でなくても

有資格の構成員全ては、団体の総会に出席し審議や議決にも参加する権利をもつ。投票権(the right of voting)

的な多数意思による支配運営が貫徹される。これに対して、ローマ・カトリックやモルモン教など聖職位階制(96) り、会衆派組織形態の教会の意思は多数決で決せられる。一般的には教会員総会での出席会員の過半数で決議され いきなり世俗の裁判所に救済を求めることは許されない。これを内部手続前置主義という。(タラ) ものにとどまる。なお、除名された会員は、まず教会内部の審査機関に対して不服の申し立てをしなければならず、 宗教団体では、上部団体からの監督統制による聖職者優位の構造がとられるため、構成員や信徒の地位も従属的な た事項は、 教会員全員を拘束する。独立した会衆派組織の教会では、 上位の包括団体からの統制監督はなく、 民主

ところで、教会その他の宗教団体の構成員資格の得喪については、規則の必要的記載事項とするところが多く、

る。 こと、当該記録が閲覧の目的と直接の関連性があることが確認されたときに限り、 務の内部的監視権を行使するため、総会役員会の議事録、財務会計帳簿、会員名簿等の閲覧謄写請求権が認められ 構成員権を有し、法人の業務の適正化、運営の民主化のためのチェック機能を果たしている。また、構成員は、業 宗教団体や宗教法人としての人的構成要素としてきわめて重要である。とくに、宗教法人につき、会員制法人モデ ルに依拠する多くの州の非営利法人法では、構成員は、役員の選任・解任権、総会への参加権、議決権等共益権 該閲覧謄写請求が善意で、かつ正当な目的でなされていること、会員は閲覧を希望する目的と記録を詳しく述べる 閲覧謄写請求にあたり、会員は五日前に書面によって法人側に請求しなければならず、しかも、当 閲覧謄写できる(98)

命じても、

利用や配付について相当な制限をつけることができる。会員名簿に関しては、会員以外の者が同意なく

構成員は裁判所に必要な記録の閲覧謄写の命令を求めることができる。ただし、裁判所は閲覧謄写を

能である。構成員の代理人や弁護士も同様の閲覧権を有し、法人は相当な料金を課すことができる。(99)

宗教法人の定款または規則で、本条での構成員の法人の記録の閲覧謄写請求権を制限したり、

認めないことも可

閲覧を拒絶

-108 -

間の満了である。州金一二〇日以内に、

ければならず、通知が通達されてから六○日以内に原因がないとか解消されたと証明しないかぎり、州務長官が行

州務長官は、上記行政的解散事由があるかどうかを決するにあたり、

書面による通知を送達しな

登録された代理人や事務所の変更を州務長官に届出ないこと、⑤基本定款に記載された存続期

して利用してはならず、勧誘や営利目的の利用は禁止される。記録や名簿をめぐる宗教的プライバシーの保護と信(頭)

者ら構成員への情報開示との調和を図った規定である。 カリフォルニア州非営利宗教法人法でも、構成員は定款または規則に別段の定めがないかぎり、

理事会及び理事会の小委員会の手続の議事録の閲覧請求権が認められている。(※) 所及び投票権に関する記録の閲覧謄写を請求でき、構成員の個人的利害に関係する目的で、(※)

会計帳簿、

構成員

構成員の氏名住

九 宗教法人における法人格剥奪手続 (認証取消・解散)

(1) 州務長官による行政的解散

年次報告書を州務長官に提出しないこと、③六〇日以上、本州における登録された代理人及び事務所を欠くこと、 認証取消や行政的解散(administrative dissolution)の権限を認める。州務長官による行政的解散手続の原因は 濫用されたり、 ①六〇日以内に本法その他の法律で課せられた税金または罰金を支払わないこと、②提出期限を過ぎて六〇日以上、 の存在(corporate existence)を認める必要はない。たとえば、一九八七年改訂模範非営利法人法は、州務長官に、 宗教法人は、 宗教団体としての実質を喪失しているような場合、また、休眠状態にある場合にまで、 宗教目的で活動する団体に自然人同様の法人格を付与したものである以上、本来の目的を逸脱して 法人として

近い。 行政的解散は、 政上解散をすることができる。行政的解散処分に対して、解散の日から二年以内に復活を申し立てることもできる。(昭) イリノイ州では、年次報告書の不提出、 裁判所の手続によらず行政庁の処分により法人格を剥奪する制度であるが、わが国での認証取消に 税金の不払い、代理人や事務所の不存在などで、行政的解散が多く、

(2)宗教法人の任意解散と強制解散

不活動非営利法人の整理の機能を果たす。

公益法人の強制的解散命令の申立をしたのが、司法長官以外の者であるときは、その者は直ちに訴訟参加できる司 そして、裁判所による強制解散命令の手続においては、司法長官による解散命令申立手続は、法人の主たる事務所 産の分配などの計画書を採択し、州務長官に解散の届出と認証を受ければよい。司法長官は、詐欺による法人設 案の審理がされるまで、財産保全管理人の選任、資産の名義替え、処分等を差し止める保全措置を講ずることがで 法長官に対し、訴訟手続についての書面による通知をしなければならない。解散命令の申立事件で、裁判所は、本 の所在地を管轄する裁判所に裁判管轄権があり、 立手続、法による権限の逸脱または濫用、 過半数の決議により、構成員がいる場合には理事会または構成員の三分の二以上の多数決で、 宗教法人としての目的の逸脱、 解散には任意解散と強制解散の二種がある。 目的の達成が不能であるときには、裁判所に解散命令を求めることができる(※) 理事が法人の管理に行き詰まっていること、法人財産の不正流用及び浪 原則として理事や構成員個人を被告とする必要はない。宗教法人、 任意解散は、構成員がいない法人では、設立者または理事の 財産の処分や残余財

資格での活動を停止したり、宗教的礼拝を維持できないときは、裁判所は理事の過半数の申立により、相当と認め ニューヨーク州でも、宗教法人には任意解散と強制解散について規定をおく。すなわち宗教法人が法人としての

派の各個教会の解散命令を求める権限を有する。しかし、上位の包括団体による解散命令は、各個教会の霊的実在 たとき、司法長官は裁判所に解散命令を申し立てることができる。個別教会を包括する上位の教団は、(®) 権限外の行為をしたり法令違反があったり、詐欺的または違法な事業経営をしたり、公益に反する権限濫用があっ 令の申立をなしうる。非営利法人法では、法人が重要事実を故意に偽ったり秘匿して設立手続をしたとか、法人が 債権債務の清算後、 な要請がなされた後、これを拒絶した場合、当該収益は上位包括団体に移転する。 は否定しても、世俗的事項を処理する宗教法人格を解体する機能までは有しない。各個教会の理事、役員らが適式 残余を宗教慈善目的に充当できるとする。理事がない場合には、構成員の過半数で、(※) 自己の教 解散命

るかぎり、

当該宗教法人の解散を命じることができ、そのために、宗教法人に帰属する財産の売却処分を命じたり、

切になさずなど適正な運営を怠ったこと、構成員を参加させず、特許状、 立てを認めている。たとえばボランティア救世軍事件で、宗教法人が法人としての権限を濫用し、州法に違反し(⑪) 法不当な行為をした場合、法人としての目的を無視したり逸脱した活動をした場合、司法長官による解散命令の たことが立証されたので、法人格が剥奪されるべきだと判示した。 したこと、一般の人たちから金銭その他の財産を詐欺的に勧誘したこと、 ために権限外で法人の資産を流用したこと、会計帳簿類を保管せず適切な選挙も行わず、宗教法人の事務処理を適 たような場合、法人格を剥奪する解散命令を求めることができるとし、被告が役員その他の第三者の個人的利益の ニューヨーク州でも、エクイティ裁判所は、法人が法人格付与で認められていない事業を行ったり、 公衆の迷惑や公益に反する事業をおこなっ 教憲教規に規定されていない権限を行使 その他の違

0

お

る。

認めるかも各州ごとに異なっている。五○の法域には五○の歴史、伝統、 私法上の問題は州の専権事項とされている。そのため、私的団体である宗教団体に、どのような手続で法主体性を 一に、法の多元性である。アメリカでは連邦制が採られているが、私法人の設立、 以上の考察から、最後にアメリカの宗教法人法制の特色としてつぎの諸点を指摘することができよう。まず、 慣行を踏まえた独自の州法が成立してい 財産取引、家族、 土地制度など

他の法人とは異なる規制を加えるタイプの州がある。この宗教法人固有規制型の州は、現在約一五州を数える。そ また、ニューヨーク州、カリフォルニア州、アラスカ州などのように、宗教法人を規制するための固有法をおき、 して、模範非営利法人法の影響を受けて、宗教法人を非営利法人の一種として規制していくタイプの州が最も多く とを禁止する宗教法人否認型の州がある。ここでは、宗教団体の財産管理のために受託者法人や信託が利用される。 しかしながら、大別すると、バージニア州、ウエスト・バージニア州のように、宗教団体に法人格を付与するこ

在しない。 政教分離原則が徹底している。 第二に、アメリカでは連邦憲法、州憲法により国教樹立禁止条項・宗教の自由活動条項が定められ、信教の自由、 宗教団体は、どんなに長い歴史と伝統を有していても、私法上の任意団体としてしか存在を認められて したがって、国教や公認宗教は一切認められず、公法上の宗教団体や公定宗教は存

なっている。この非営利法人規制型の州は三○数州と、三分の二を占めている。

いない。

与や設立、登録は、州務長官、州務庁(Secretary of the State)が行い、活動内容や法令違背などの限定的調査、 人についての所轄庁、文化庁の宗務課といった権限の一括集中型宗務行政ではない。つまり、 第三に、アメリカには、 宗教や宗教団体を専門的かつ集中的に扱う行政機関は存在しない。 宗教団体の法人格付 日本のような宗教法

門が独自の権限において責任を厳しく果たす、権限分散型システムといってもよい。

免税資格の審査については課税庁、認証取消、行政的解散は州務長官など、それぞれの行政部

司法長官、

される。 に対しては規制が行われ、 り口である設立や法人格の付与は準則主義に近く緩やかであるが、目的逸脱、 教団体の固有の宗教的側面や霊的存在に対しては介入はしないが、 第四に、アメリカでは、聖俗分離原則に立って、世俗的部分での宗教団体の特別扱いは原則として認めない。 司法長官や州務長官による強制解散、役員の解任、 世俗的側面での必要最小限の法規制は行う。 行政的解散などで、 法令違反、 財産や経理の不正利用等 出口はチェック 入 宗

認め、 る民主的統制に期待している。 アメリカでは、 第五に、宗教団体については、 構成員らによる主体的内部的チェック機能を重視し、裁判所への代表訴訟の提起など監督是正権の付与によ 自律的内部規制として、 自律的内部規制を原則とし、 構成員や役員には、法人の記録や会員名簿、 例外的に他律的外部規制を導入している。 財務書類等へのアクセス権を

機能を発動させる仕組みになっていた。また、伝統的教派では、上部包括団体による各個教会への内部統制が行わ ル」「自由放任主義」「不介入主義」の法制ではないことが明らかであろう。 れ、法人設立についても、その許可や承認を要求するなど、内部的監督統制権を前提とした規制が行われていた。 このように見てくると、分離型をとるアメリカでの宗教法人法制は、決して「ノン・サポート、 そして、もし、 自律的内部規制が有効に働かないときに備えて、 司法長官らによる他律的外部規制や限定的監視 ノン・コントロ

1 Barry A. Fisher, Devotion, Damages and Deprogrammers: Strategies and Counterstrategies in the Cult Wars, 9 J. LAW&RELIGION

- 151, 155 (1991).
- (2) 森孝一「統計からみるアメリカ宗教の現状と特質」「アメリカと宗教」一三頁(一九九七年)参照。
- (c) 株·回縄女二三頁。
- (w) U. S. DEPT OF COMMERCE, BUREAU OF CENSUS, STATISTICAL ABSTRACTS OF THE UNITED STATES 1995, Table No.83, at 69 (115 th ed. 1995).
- (so) Ibid.
- (c) 株孝一·一六回参照。
- (E) 66 AM, JUR. 2d Religios Societies § 1, at 756 (1973).
- が火事で消失した教会の名称を使用した架空の団体で慈善募金の勧誘のために集まった団体とされた。 N. Y. S. 2d 943 (1964) では、当該教会は名目上は存在するが、会衆もおらず、礼拝場所もなく、役員もなく、一時的に存在したが建物(8)
- (5) See Yeshiva v. Mesivta Toras Chaim v. Rose, 523 N. Y. S. 2d 907 (2d Dept. 1988).
 66 AM. JUR. 2d Religious Societies § 2, at 758 (1973).
- (2) 92 N. Y. JUR. 2d Religious Organizations §1, at 342 (1991).
- (□) Id. at 758.
- (≈) See 92 N. Y. JUR. 2d Religious Organizations § 4, at 349-51 (1991).
- (2) See Kauper & Ellis, Religious Corporations and the Law, 71 M1CH. L. REV. 1499, 1538-41 (19733) Morgan, The Significance of Church Organizational Structue in Litigation and Governmental Action, 16 VAL. U. L. REV. 145, 149-53 (1981).
- (三) See Kurts, Board Liability: A Guide for Nonprofit Directors 4 (1981).
- (\(\mathrelef{\Pi}\)) See Fishman, The Development of Nonprofit Corporation Law and An Agenda for Reform, 34 EMORY L. J. 617, 630-31 (1985).
- (9) Id. at 632.
- (\(\supera)\) See Morgan, supra note 13, at 149-53.

- (22) See Fishman, supra note 15, at 624-37. 石村耕治「欧米の宗教団体法制と政教分離」法律のひろば四九巻四号三四頁(一九九六年)。
- (2) Kauper & Ellis, supra note 13 at 1538-41. See e. g., NEV. REV STAT. ANN § 84. 010 (Michie 1994); REV. CODE WASH. ANN. § 24. 12.010 (West 1994); Wis STAT. ANN. § 187. 19 (West 1995).
- (S) Morgan, supra note, at 149.
- (云) Id at 149-50.
- (3) C. Knight, Must God Regulate Corporations? A Proposal for Reform of the Religious Corporation Provisions of the Revised Model Nonprofit Corporation Act, 42 EMORY L. J. 721, 725 (1993).
- (S) Knight, supra note 22 at 725.
- (3) Gaffney, Jr. & Sorenson, Ascending Liability in Religious and Other Nonprofit Organizations 17-20 (1984).
- (S) See ENCYCLOPEDIA OF RELIGION Church: Church Polity 474-75 (1987).
- (%) Id. at 478-79.
- (S) 92 N. Y. JUR. 2d Religious Organizations § 2, at 344 (1991):66 AM. JUR. 2d Religious Societies § 3, at 758-59 (1973).
- (%) Fishman, The Development of Nonprofit Corporation Law and An Agenta for Reform, 34 EMORY L. J. 617. 654-55 (1985).
- (S) Morgan, supra note 15, at 152-53.
- (E) Lizabeth A. Moody, The Who, What, and How of the Revised Model Nonprofit Corporation Act, 16 N. Ky. L. Rev. 251, 266 (1 989).
- (≳) REVISED MODEL NONPROFIT CORPORATION ACT 17. 07 (1) (5). (1987).
- (ℜ) Id. 17. 07 (1)-(2).
- (정) Id. at xxx.
- (\(\mathbb{G}\)) Moody, supra note 31, at 260-61.
- (♥) REVISED MODEL NONPROFIT CORPOTATION ACT, §14. 21 (a).
- (S) Id. § 14. 03 (c).

- (₺) Id. § 630 (f).
- (%) Id. at §8, 10 (e).
- (2) See Fishman, The Development of Nonprofit Corporation Law and An Agenda for Reform, 34 EMORY L. J. 617, 669 (1985).
- (\$) Ryan, The Crumbling Wall Between Church and the State: Attorney General Supervision of Religious Corporations in California, 9 HASTING L. Q. 691, 707 (1982).
- (3) Cantwell v. Connecticut, 310 U. S. 296 (1940).
- (S) Bob. Jones Univ. v. United States, 461 U. S. 574 (1983).
- (3) United States v. Lee, 455 U. S. 252 (1982).
- (4) 木下線「アメリカにおける宗教団体とその紛争処理」「現代国家と宗教団体」一〇五頁(一九九一年)参照。
- (\$\preceq\$) 92 N.Y. JUR. 2d Religious Organizations § 20, at 393 (1991).
- (\$) In re Fay's Estate, 76 N. Y. S. 62 (1902).
- (\$) 92 N. Y. JUR. 2d Religious Organizations \$21, at 395.
- (♥) Id. § 22, at 396.
- (\$\pi\$) Id. § 23, at 399.
- (G) Id. § 24, at 402.
- (5) N. Y. RELIG. CORP. LAW §3 (McKinney 1991 & Supp. 1996).
- (%) 92 N. Y. JUR. 2d § 25, AT 403-6.
- (G) Id. at 406.
- (云) Id. at 414.
- (L) CAL NONPROF. CORP. LAW § 9111 (West 1998).
- (S) Id. § 9120.
- (5) REVISED MODEL NONPROFIT CORPORATION ACT § 15, 01, (1987).

- 151, 155 (1991).
- (2) 森孝一「統計からみるアメリカ宗教の現状と特質」「アメリカと宗教」一三頁(一九九七年)参照。
- (c) 株·回縄女二三頁。
- (w) U. S. DEPT OF COMMERCE, BUREAU OF CENSUS, STATISTICAL ABSTRACTS OF THE UNITED STATES 1995, Table No.83, at 69 (115 th ed. 1995).
- (so) Ibid.
- (c) 株孝一·一六回参照。
- (E) 66 AM, JUR. 2d Religios Societies § 1, at 756 (1973).
- が火事で消失した教会の名称を使用した架空の団体で慈善募金の勧誘のために集まった団体とされた。 N. Y. S. 2d 943 (1964) では、当該教会は名目上は存在するが、会衆もおらず、礼拝場所もなく、役員もなく、一時的に存在したが建物(8)
- (5) See Yeshiva v. Mesivta Toras Chaim v. Rose, 523 N. Y. S. 2d 907 (2d Dept. 1988).
 66 AM. JUR. 2d Religious Societies § 2, at 758 (1973).
- (2) 92 N. Y. JUR. 2d Religious Organizations §1, at 342 (1991).
- (□) Id. at 758.
- (≈) See 92 N. Y. JUR. 2d Religious Organizations § 4, at 349-51 (1991).
- (2) See Kauper & Ellis, Religious Corporations and the Law, 71 M1CH. L. REV. 1499, 1538-41 (19733) Morgan, The Significance of Church Organizational Structue in Litigation and Governmental Action, 16 VAL. U. L. REV. 145, 149-53 (1981).
- (三) See Kurts, Board Liability: A Guide for Nonprofit Directors 4 (1981).
- (\(\mathrelef{\Pi}\)) See Fishman, The Development of Nonprofit Corporation Law and An Agenda for Reform, 34 EMORY L. J. 617, 630-31 (1985).
- (9) Id. at 632.
- (\(\supera)\) See Morgan, supra note 13, at 149-53.

- (22) See Fishman, supra note 15, at 624-37. 石村耕治「欧米の宗教団体法制と政教分離」法律のひろば四九巻四号三四頁(一九九六年)。
- (2) Kauper & Ellis, supra note 13 at 1538-41. See e. g., NEV. REV STAT. ANN § 84. 010 (Michie 1994); REV. CODE WASH. ANN. § 24. 12.010 (West 1994); Wis STAT. ANN. § 187. 19 (West 1995).
- (S) Morgan, supra note, at 149.
- (云) Id at 149-50.
- (3) C. Knight, Must God Regulate Corporations? A Proposal for Reform of the Religious Corporation Provisions of the Revised Model Nonprofit Corporation Act, 42 EMORY L. J. 721, 725 (1993).
- (S) Knight, supra note 22 at 725.
- (3) Gaffney, Jr. & Sorenson, Ascending Liability in Religious and Other Nonprofit Organizations 17-20 (1984).
- (S) See ENCYCLOPEDIA OF RELIGION Church: Church Polity 474-75 (1987).
- (%) Id. at 478-79.
- (S) 92 N. Y. JUR. 2d Religious Organizations § 2, at 344 (1991):66 AM. JUR. 2d Religious Societies § 3, at 758-59 (1973).
- (%) Fishman, The Development of Nonprofit Corporation Law and An Agenta for Reform, 34 EMORY L. J. 617. 654-55 (1985).
- (S) Morgan, supra note 15, at 152-53.
- (E) Lizabeth A. Moody, The Who, What, and How of the Revised Model Nonprofit Corporation Act, 16 N. Ky. L. Rev. 251, 266 (1 989).
- (≳) REVISED MODEL NONPROFIT CORPORATION ACT 17. 07 (1) (5). (1987).
- (ℜ) Id. 17. 07 (1)-(2).
- (정) Id. at xxx.
- (\(\mathbb{G}\)) Moody, supra note 31, at 260-61.
- (♥) REVISED MODEL NONPROFIT CORPOTATION ACT, §14. 21 (a).
- (S) Id. § 14. 03 (c).

- (₺) Id. § 630 (f).
- (%) Id. at §8, 10 (e).
- (2) See Fishman, The Development of Nonprofit Corporation Law and An Agenda for Reform, 34 EMORY L. J. 617, 669 (1985).
- (\$) Ryan, The Crumbling Wall Between Church and the State: Attorney General Supervision of Religious Corporations in California, 9 HASTING L. Q. 691, 707 (1982).
- (3) Cantwell v. Connecticut, 310 U. S. 296 (1940).
- (S) Bob. Jones Univ. v. United States, 461 U. S. 574 (1983).
- (3) United States v. Lee, 455 U. S. 252 (1982).
- (4) 木下線「アメリカにおける宗教団体とその紛争処理」「現代国家と宗教団体」一〇五頁(一九九一年)参照。
- (\$\preceq\$) 92 N.Y. JUR. 2d Religious Organizations § 20, at 393 (1991).
- (\$) In re Fay's Estate, 76 N. Y. S. 62 (1902).
- (\$) 92 N. Y. JUR. 2d Religious Organizations \$21, at 395.
- (♥) Id. § 22, at 396.
- (\$\pi\$) Id. § 23, at 399.
- (G) Id. § 24, at 402.
- (5) N. Y. RELIG. CORP. LAW §3 (McKinney 1991 & Supp. 1996).
- (%) 92 N. Y. JUR. 2d § 25, AT 403-6.
- (G) Id. at 406.
- (云) Id. at 414.
- (L) CAL NONPROF. CORP. LAW § 9111 (West 1998).
- (S) Id. § 9120.
- (5) REVISED MODEL NONPROFIT CORPORATION ACT § 15, 01, (1987).

- (2) 92 N. Y. JUR. 2d Religious Organizations §74, at 501.
- (S) N. Y. RELIG. CORP. LAW § § 6, 7 (McKinney 1996).
- (S) Id. § 14.
- (5) 92 N. Y. JUR. 2d § 77, at 510. First Presbyterian Church v. United Presbyterian Church, 467 N. E. 2d 454, cert. denied, 469 U. S. 1037, 683 L. Ed. 2d 404 (1984).
- (S) N. Y. RELIG. CORP. LAW §14 (McKinney 1996).
- (2) 92 N. Y. JUR. 2d Religious Organizations § 81, at 527.
- (3) Greek Orthodox Archdiocese of N. & S. Am. v. Abrams, 618 N. Y. S. 2d 504 (Sup. 1994).
- (E) 92 N. Y. JUR. 2d Religious Organizations § 89, at 541 (1991).
- (2) Abrams v. New York Foundation for the Homeless, 562 N. Y. S. 2d 325 (1990).
- (5) See Abrams v. Temple of the Lost Sheep, 562 N. Y. S. 2d 322 (1990).
- (%) CAL. Nonprofit Religious Corporation Law § 9230 (West 1997).
- (S) Id. § 9230.
- (S) Id. § 9224.
 - Toms & Runquist, The Government's Role in the Purification of Religious Organizations, 7 PEPPERDINE L. REV. 355, 357 (1980).

 See e. g., Quen of Angeles Hospital v. Younger, 136 Cal. Rptr. 36 (Cal. App. 1977).
- (≈) INRENAL REVENUE CODE § 501 (a).
- (%) See Franchise Tax Board, State of California, California Forms & Instructions 3500 (1996).
- (Z) See 66 AM. JUR. 2d Religious Societies § 17, at 770 (1973);92 N. Y. JUR. 2d § 45, at 439.
- (℃) REVISED NONPROFIT CORPORATION ACT § 8. 40 (1987).
- (£) Id. § 8. 41.
- (E) Id. § 8. 42.

- (2) 92 N. Y. JUR. 2d Religious Organizations §74, at 501.
- (S) N. Y. RELIG. CORP. LAW § § 6, 7 (McKinney 1996).
- (S) Id. § 14.
- (5) 92 N. Y. JUR. 2d § 77, at 510. First Presbyterian Church v. United Presbyterian Church, 467 N. E. 2d 454, cert. denied, 469 U. S. 1037, 683 L. Ed. 2d 404 (1984).
- (S) N. Y. RELIG. CORP. LAW §14 (McKinney 1996).
- (2) 92 N. Y. JUR. 2d Religious Organizations § 81, at 527.
- (3) Greek Orthodox Archdiocese of N. & S. Am. v. Abrams, 618 N. Y. S. 2d 504 (Sup. 1994).
- (E) 92 N. Y. JUR. 2d Religious Organizations § 89, at 541 (1991).
- (2) Abrams v. New York Foundation for the Homeless, 562 N. Y. S. 2d 325 (1990).
- (5) See Abrams v. Temple of the Lost Sheep, 562 N. Y. S. 2d 322 (1990).
- (%) CAL. Nonprofit Religious Corporation Law § 9230 (West 1997).
- (S) Id. § 9230.
- (S) Id. § 9224.
 - Toms & Runquist, The Government's Role in the Purification of Religious Organizations, 7 PEPPERDINE L. REV. 355, 357 (1980).

 See e. g., Quen of Angeles Hospital v. Younger, 136 Cal. Rptr. 36 (Cal. App. 1977).
- (≈) INRENAL REVENUE CODE § 501 (a).
- (%) See Franchise Tax Board, State of California, California Forms & Instructions 3500 (1996).
- (Z) See 66 AM. JUR. 2d Religious Societies § 17, at 770 (1973);92 N. Y. JUR. 2d § 45, at 439.
- (℃) REVISED NONPROFIT CORPORATION ACT § 8. 40 (1987).
- (£) Id. § 8. 41.
- (E) Id. § 8. 42.

- (♥) 66 AM. JUR. 2d Religious Societies § 17, at 772 (1973).
- (2) 92 N. Y. JUR. Religious Organizations § 50, at 449.
- (S) Id. at 450.
- (≅) Id. at 451.
- (%) Ibid.
- (S) Id. at 455-6.
- (%) 66 AM. JUR. 2d Religious Societies § 21, at 774 (1973).
- (6) 92 N. Y. JUR. 2d Religious Organizations § 53, at 459 (1991).
- (%) CAL NONPROFIT RELIGIOUS CORPORATION LAW § 9223 (West 1997).
- (5) 66 AM. JUR. 2d Religous Societies § 9, at 764 (1973).
- (%) Id. at 764.
- (2) 92 N. Y. JUR. 2d Religious Organizations § 40, at 428-29 (1991).
- (S) Id. at 765.
- (5) Id. at 766.
- (S) Id. § 11, at 766.
- (S) Id. at 767.
- (ま) Ibid.
- (S) 66 AM. JUR. 2d § 15, at 769.
- (S) Id. at 770.
- (5) 92 N. Y. JUR. 2d § 41, at 433.
- (%) REVISED MODEL NONPROFIT CORPORATION ACT § 16. 02 (1987).
- (S) Id. § 16. 02 (e).

- (≅) Id. § § 16. 04-5.
- (로) CAL NONPROF. REL. CORP. LAW § 9511. (West 1997).
- (聲) Id. § 9512.
- (열) REVISED MODEL NONPROFIT CORPORATION ACT § 14. 21 (1986).
- (≦) Id. § 14. 22.
- (≌) Id. § 14. 01, 02.
- (≌) Id. §14. 30.
- (5) Id. § 14. 31, -32.
- (≌) N. Y. RELIG. CORP. LAW §18 (McKinney 1996).
- (2) N. Y. NOT-FOR-PROFIT CORP. LAW § 1101. (McKinney Supp. 1995).
- (B) 92 N. Y. JUR. 2d §100, at 566-67 (1991).
- (≡) People v. Volunteer Rescue Army Inc., 28 N. Y. S. 2d 994 (N. Y. App. Div. 1941).